

# 「勧告の方向性」と「組織・業務全般の見直し案」の対照表

資料 2 - 5

「勧告の方向性」	「組織・業務全般の見直し案」
<p data-bbox="163 343 1128 438">独立行政法人労働者健康福祉機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性</p> <p data-bbox="163 574 1128 790">独立行政法人労働者健康福祉機構（以下「本法人」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。</p> <p data-bbox="163 981 526 1029"><b>第1 事務及び事業の見直し</b></p> <p data-bbox="201 1045 660 1077">1 労災医療と地域医療における役割</p> <p data-bbox="224 1101 1128 1316">労災病院は、労災疾病等に関する予防から治療、リハビリテーション、職場復帰に至るまでの一貫した高度・専門的な労災医療の提供など、他の病院では困難な独自の機能や役割を担っているが、労災患者比率は4%程度まで低下するなど、量的にはその役割が縮小している状況にある。</p>	<p data-bbox="1128 343 2089 438">「独立行政法人労働者健康福祉機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」における指摘事項を踏まえた見直し案</p> <p data-bbox="1422 454 1870 494">平成 25 年 12 月 日 厚生労働省</p> <p data-bbox="1128 574 2089 901">「独立行政法人労働者健康福祉機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」を踏まえ、独立行政法人労働者健康福祉機構（以下「本法人」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の見直しを行う方向で更に検討を進め、次期中期目標・中期計画を策定する段階でより具体的なものとする。</p> <p data-bbox="1128 981 1489 1029"><b>第1 事務及び事業の見直し</b></p> <p data-bbox="1164 1045 1624 1077">1 労災医療と地域医療における役割</p> <p data-bbox="1187 1101 2089 1372">労災病院は、労災疾病等に関する予防から治療、リハビリテーション、職場復帰に至るまでの一貫した高度・専門的な労災医療の提供など、他の病院では困難な独自の機能や役割を担っている。<u>こうした中で、労働災害の発生件数が長期的に減少するとともに、労災指定医療機関による医療提供体制も整備され、労災病院における労災患者比率は4%程度まで低下す</u></p>

一方で、地域における救急医療や周産期医療等の担い手不足が深刻となる中、本法人が労災医療と一体として提供している地域医療における役割が相対的に増している。

このため、次期中期目標においては、地域医療への貢献について本法人が果たすべき役割を明確にし、都道府県等が進める地域医療に積極的に貢献するため、保有するデータベースを活用するなどにより地域における役割や機能を分析・検証し、地域の実情に応じた医療を的確に提供するものとする。

## 2 経営改善に向けた取組

労災病院事業は、平成 22 年度に本法人全体として黒字化したものの、24 年度末時点で 32 病院のうち 18 病院が赤字となっている。また、本法人の現行中期目標では、平成 28 年度をめどに繰越欠損金を解消することとされているが、24 年度末時点で 380 億円の残高があり、繰越欠損金の解消が進んでいない状況にある。

このため、本部主導の下、予定利率及び給付水準の引下げを含めた厚生年金基金の新制度への移行や不足する医師の確保を進めた上で、次期中期目標期間中に、以下の取組を行うものとする。

るなど、量的にはその役割が縮小している状況にある一方で、地域における救急医療や周産期医療等の担い手不足が深刻となり、本法人が労災医療と一体として提供している地域医療における役割が、相対的に増しているとの指摘もある。

このため、次期中期目標においては、地域医療への貢献について本法人が果たすべき役割を明確にし、都道府県等が進める地域医療に積極的に貢献するため、保有するデータベースを活用するなどにより地域における役割や機能を分析・検証した上で、各病院の特性を活かしつつ、地域の実情に応じた効果的かつ効率的な医療サービスを提供することにより、地域医療に貢献していくものとする。

## 2 経営改善に向けた取組

労災病院事業は、平成 22 年度に本法人全体として黒字化したものの、厚生年金基金資産減少に伴う退職給付費用の増等の影響もあり、24 年度末時点で 32 病院のうち 18 病院が赤字となっている。また、本法人の現行中期目標では、平成 28 年度をめどに繰越欠損金を解消することとされているが、24 年度末時点で 380 億円の残高があり、繰越欠損金の解消が進んでいない状況にある。

このため、本部主導の下、厚生年金基金制度の見直しに関する法改正を踏まえ、国への代行返上並びに予定利率及び給付水準の引下げを含めた厚生年金基金の新制度への移行や、不足する医師の確保を進めた上で、次期

(1) 繰越欠損金の解消計画の策定

繰越欠損金の解消計画を策定するに当たっては、解消を図るために必要な本法人全体の取組内容のほか、各病院における年度ごとの解消額、目標期限及び達成できなかった病院の運営体制等の見直し方針について具体的に定めるものとする。

また、これまで作成していなかった各病院の財務関係書類については、遅くとも平成 26 事業年度分から作成、公表するものとする。

(2) 他法人の事例を参考とした取組

本法人は、これまで診療報酬上位基準の取得や給与カーブのフラット化等により平成 22 年度に黒字化したものの、その経常収支率は 100%程度で推移しており、繰越欠損金解消のためには更なる努力が必要と言える。

一方、独立行政法人国立病院機構では、様々な取組により、収益の獲得と費用の削減とを進め、近年では 105%前後の経常収支率を達成して

中期目標期間中に、以下の取組を行うとともに、更なる収入確保・支出削減対策に取り組むものとする。

(1) 繰越欠損金の解消計画の策定

繰越欠損金の解消計画を策定するに当たっては、解消を図るために必要な本法人全体の取組内容のほか、各病院における年度ごとの解消額、目標期限及び達成できなかった病院の運営体制等の見直し方針について具体的に定めるものとする。

(2) 個別病院単位の財務関係書類の作成等

個別病院ごとの財務状態及び運営状況を体系的・統一的に捉えるため、これまで作成していなかった個別病院単位の財務関係書類について、遅くとも平成 26 事業年度分から作成、公表し、ガバナンス機能の向上を図るものとする。

(3) 他法人の事例を参考とした取組等

本法人は、これまで診療報酬上位基準の取得や給与カーブのフラット化等により平成 22 年度に黒字化したものの、その経常収支率は 100%程度で推移しており、繰越欠損金解消のためには更なる努力が必要との指摘を受けている。

については、独立行政法人国立病院機構の取組事例を積極的に取り入れた上で経営改善を進めるものとし、同機構との人材交流などを行うこと

いる。このような事例等は、本法人にとっても参考になる部分が多いと  
考えられることから、積極的に取り入れた上で経営改善を進めるものと  
し、同機構との人材交流などを図ることについて検討するものとする。

### 3 次期中期目標における新たな目標設定等

について検討するものとする。

また、同機構を始めとする他法人との連携をより推進し、業務運営の  
効率化・財務内容の改善を図るものとする。

#### (4) 本部事務所の移転

本部事務所について、年間賃借料に相当な経費を要していることから、  
移転を図り、経費の削減を行うものとする。

### 3 次期中期目標における新たな目標設定等

本法人は、次期中期目標期間において、「すべての労働者が安心して働け  
る社会の実現」のため、①事業場における疾病予防を含めた労働者の健康  
確保への支援（産業保健・予防医療）、②疾病への適切な治療の提供（労災  
医療）、③円滑な職場復帰や治療と就労の両立支援（職場復帰支援・両立支  
援）の各分野において、適切なサービスが提供可能な体制を構築し、労働  
者の業務上疾病等に係る予防・治療・職場復帰を一貫して実施するもの  
とする。

また、次期中期目標においては、新たに次のような目標設定等を行うも  
のとする。

#### (1) 業務運営の透明性の向上等

各病院の医療の質や機能の向上を図り、本法人全体の業務運営の透明性を向上させる観点から、以下の取組を行うものとする。

- ① 次期中期目標等を策定するに当たっては、本法人が有する臨床評価指標を活用した上で、例えば、紹介率・逆紹介率など各病院の機能・運営環境に応じて設定することが可能な指標については、病院ごとの目標管理を行い、その実績を業務実績報告書において明らかにするものとする。
- ② 新医薬品等の開発促進に資するため、治験の推進に係る具体的な取組目標を次期中期目標に明記するものとする。
- ③ 未払賃金立替払事業に係る情報開示をより充実させるために、年度ごとの立替払額やその回収金額の情報を業務実績報告書等において明らかにするものとする。

各病院の医療の質や機能の向上を図り、本法人全体の業務運営の透明性を向上させる観点から、以下の取組を行うものとする。

- ① 次期中期目標等を策定するに当たっては、本法人が有する臨床評価指標を活用した上で、例えば、紹介率・逆紹介率など各病院の機能・運営環境に応じて設定することが可能な指標については、病院ごとの目標管理を行い、その実績を業務実績報告書において明らかにするものとする。
- ② 新医薬品等の開発促進に資するため、治験の推進に係る具体的な取組目標を次期中期目標に明記するものとする。
- ③ 未払賃金立替払事業に係る情報開示をより充実させるために、年度ごとの立替払額やその回収金額の情報を業務実績報告書等において明らかにするものとする。

## (2) 両立支援・職場復帰支援／労働者の健康支援に係る研究の取組

産業保健支援の枠組みと相まって医療を提供する労災病院グループの特徴を活かし、がんや脳卒中等の患者に対して、労災疾病研究で得た知見を活用して、職場復帰や治療と就労の両立支援に向けた取組を行うものとする。

また、就労年齢の延長に伴い、基礎疾患を有する労働者が増加するなかで、作業と関連した疾患増悪リスク、就労を視野においた支援や治療方針の選択等について、病院等でデータを収集し、解析するものとする。

(3) 労災疾病等に係る研究開発の推進

現在の労災疾病等に係る研究開発分野（13分野）について見直しを行うとともに、研究支援体制の整備（研究データ収集を行う事務補助スタッフの確保等）、病職歴データベースの整備・活用等により、研究開発の推進を図るものとする。

(4) 燕労災病院（新潟県燕市）の再編

新潟県の「県央基幹病院基本構想策定委員会」における検討状況を踏まえつつ、燕労災病院の再編について検討を行うものとする。

(5) 労災リハビリテーション作業所の完全廃止

在所者の退所先の確保を図りつつ、施設（平成24年度末：3施設）の廃止に取り組み、平成27年度末までに全施設を廃止するものとする。

**第2 業務実施体制の見直し**

1 産業保健三事業の一元化

産業保健に関する三事業（注）は、平成26年度から本法人に一元化し、利用者へのワンストップサービスの提供等を通じて、事業場における産業保健活動への支援を行うことが検討されているが、一元化に当たっては、事業拠点の集約化や管理業務の効率化を徹底することにより、重複する業務を極力排除するとともに、次期中期目標においてワンストップサービス

**第2 業務実施体制の見直し**

1 産業保健三事業の一元化

産業保健に関する三事業（注）は、平成26年度から本法人に一元化し、利用者へのワンストップサービスの提供等を通じて、事業場における産業保健活動への支援を行うことを検討している。一元化に当たっては、事業拠点の集約化や管理業務の効率化を徹底することにより、重複する業務を極力排除するとともに、次期中期目標においてワンストップサービス等に

等により発揮される成果目標を具体的に明記するものとする。

(注) 産業保健に関する三事業とは、以下の事業をいう。

- ・ 産業保健推進センター事業

本法人が、47 都道府県に拠点を設けて、産業医、衛生管理者等の産業保健専門職に対する専門的・実践的研修、専門的相談及び情報提供を行う事業。

- ・ 地域産業保健事業

厚生労働省が地域の医師会等に委託する労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）による産業医等の選任義務のない小規模事業場に対する労働者の健康管理等に関して、相談、情報の提供その他必要な援助を行う事業。

- ・ メンタルヘルス対策支援事業

厚生労働省が本法人に委託するメンタルヘルス不調の予防から復職支援までの職場のメンタルヘルス対策を総合的に支援する事業。

## 2 管理業務の本部等への集約化

本法人の給与計算、資金出納、旅費計算等の管理業務の大半は、病院等の各施設で分散して実施されているが、その施設数（32 病院等）や職員数（約 2 万人）などの規模から、これらの管理業務を集約化することで業務の効率化が見込まれる。

このため、次期中期目標期間においては、効率的な運営を図る観点から、

より発揮される成果目標を具体的に明記するものとする。

(注) 産業保健に関する三事業とは、以下の事業をいう。

- ・ 産業保健推進センター事業

本法人が、47 都道府県に拠点を設けて、産業医、衛生管理者等の産業保健専門職に対する専門的・実践的研修、専門的相談及び情報提供を行う事業。

- ・ 地域産業保健事業

厚生労働省が地域の医師会等に委託する労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）による産業医等の選任義務のない小規模事業場に対する労働者の健康管理等に関して、相談、情報の提供その他必要な援助を行う事業。

- ・ メンタルヘルス対策支援事業

厚生労働省が本法人に委託するメンタルヘルス不調の予防から復職支援までの職場のメンタルヘルス対策を総合的に支援する事業。

## 2 管理業務の本部等への集約化

本法人の給与計算、資金出納、旅費計算等の管理業務の大半は、病院等の各施設で分散して実施されているが、その施設数（32 病院等）や職員数（約 2 万人）などの規模から、これらの管理業務を集約化することで業務の効率化が見込まれるとの指摘を受けている。

このため、次期中期目標期間においては、業務の効率的な運営を図る観

管理業務を本部等へ集約化するなどし、法人全体として管理部門をスリム化することについて検討するものとする。

### 3 独立行政法人労働安全衛生総合研究所の業務との一体的実施

本法人の業務については、これと密接に関連する独立行政法人労働安全衛生総合研究所の労働災害防止に係る基礎・応用研究機能と労災病院が持つ臨床研究機能との一体化による効果を最大限に発揮できる体制を構築するものとする。

## 第3 業務全般に関する見直し

上記第1から第2に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

### 1 具体的かつ定量的な目標設定

的確な評価を実施するため、次期中期目標においては、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すとともに、定性的な目標とせざるを得ない場合であっても、目標の到達度について第三者が検証可能なものにするものとする。

点から、管理業務を本部等へ集約化するなどし、法人全体として管理部門をスリム化することについて検討するものとする。

### 3 独立行政法人労働安全衛生総合研究所の業務との一体的実施

本法人の業務と密接に関連する独立行政法人労働安全衛生総合研究所の労働災害防止に係る基礎・応用研究機能と労災病院が持つ臨床研究機能との一体化による効果を最大限に発揮できる体制を構築するものとする。

### 4 優秀な人材の確保、育成

質の高い医療の提供及び安定した運営基盤を構築するため、優秀な人材（特に医師）の確保、定着、育成について充実・強化を図るものとする。

## 第3 業務全般に関する見直し

上記第1及び第2に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

### 1 具体的かつ定量的な目標設定

的確な評価を実施するため、次期中期目標においては、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すとともに、定性的な目標とせざるを得ない場合であっても、目標の到達度について第三者が検証可能なものにするものとする。



<p>2 内部統制の充実・強化</p> <p>内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成 22 年 3 月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。</p> <p>3 運営費交付金額算定の厳格化</p> <p>毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。</p> <p>4 決算検査報告指摘事項</p> <p>「平成 24 年度決算検査報告」（平成 25 年 11 月 7 日会計検査院）の指摘も踏まえた見直しを行うものとする。</p> <p>5 その他</p> <p>上記 1 から 4 のほか、既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。</p>	<p>2 内部統制の充実・強化</p> <p>内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成 22 年 3 月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知された事項を参考にするものとする。</p> <p>3 運営費交付金額算定の厳格化</p> <p>毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。</p> <p>4 決算検査報告指摘事項</p> <p>「平成 24 年度決算検査報告」（平成 25 年 11 月 7 日会計検査院）の指摘も踏まえた見直しを行うものとする。</p> <p>5 その他</p> <p>上記 1 から 4 のほか、既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。</p>
--	---

(注)「見直し案」の下線部分については、『見直し当初案』にて記載した内容等である。